

平成23年（ワ）第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣 清水 外33名

被告 中部電力株式会社

原告 準備書面 20

平成26年5月21日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤
外

1 基準地震動の策定手法の誤り

既に平成26年2月3日付原告ら準備書面において述べたとおり、これまでの基準地震動の策定はその策定方法に致命的な欠陥があり、その結果、想定していた超過確率を遙かに上回るペースで、各地の原発で基準地震動を上回る地震が観測されている。

超過確率は、 $10^{-4} \sim 10^{-6}$ であり、少なくとも1万年に1度という頻度となる。日本の商業用原発敷地は17カ所であるため、全原発でならずと588年に1度、どこかで起こる程度の確率のものはずである。

従前の準備書面では、この10年間に4度と発生したと述べたが、超過確率は各原発ごとで考えるべき（国会事故調も同じ考え方）なので、10年間に5度発生したこととなる（①2005年8月宮城県沖地震（Mj7.2）における女川原発、②2007年3月能登半島地震（Mj6.9）における志賀原発¹、③2007年7月新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原発、④2011年3月東北地方太平洋沖地震における女川原発、⑤2011年3月東北地方太平洋沖地震における福島第一原発）も、基準地震動を上回る地震が発生している。したがって、2年に1度の頻度であって、計算上の確率を294倍も上回ってしまっている。

2 地震動想定に変更があったか

（1）欠陥の放置

では、原発の地震動想定手法は変更されたか。結論から言えば、何ら見直しはされていない。地震国日本において、原発の安全性の根幹に関わる規準地震動策定手法の誤りが、3.11福島第一原発事故を受けてなお、改善されずに欠陥が放置されたままなのである。

新規規準のうち基準地震動の想定や耐震設計に関する「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」

http://www.nsr.go.jp/nra/kettei/data/20130628_jitsuyoutaishin.pdf

によれば、地震動想定手法は福島原発事故以前と同一で、従前の考え方をほぼ踏襲しており、変更は見られない。

¹ ただし、改訂前の490galに対して

(2) 欠陥が放置されている理由

欠陥が放置されている理由は、審査基準の曖昧な文言にある。

同ガイドは、審査基準を具体的に規定することなく、「適切に」という実に曖昧な文言を多用している。「3. 3 地震動評価」においては、「適切に評価されていることを確認する」「適切に設定され、地震動評価がされていることを確認する」「適切に選定されていることを確認する」「適切に考慮されていることを確認する」「適切な手法を用いて震源パラメータが設定され、地震動評価が行われていることを確認する」など、「適切」との文言が22ヶ所に及んでいる。「4. 震源を特定せず策定する地震動」以下でも同様に、多数の「適切に」の用語が用いられている。このように極めて多数の項目で「適切に」行うなどとされているが、そこでは、何が適切かは全く記載されていない。

そもそも、断層や地震動の評価で、「適切に評価する、設定する」のは当然のことであり、ことさら審査の基準として「適切に行うように」などと規定する必要はない。

それが審査の基準となるためには、何が適切かをどう判断するかが記載されていることが必要であるのに、具体的な審査の基準の記載のない「審査ガイド」は、全く基準の名に値せず、結局、規制委員会が、どのような審査をしようとしているかは、この「審査ガイド」ではほとんどわからない。

(3) 曖昧な基準の悪用

審査ガイドが曖昧な表現にとどまっていることを悪用し、各原子力事業者は、結果からして明らかにその策定手法が誤っていたことが明白となった現在においてもなお、平均像を基本とした地震動想定をしようとしている。過去の地震記録の平均像が基礎とした策定手法は、新規制基準のもとでも、改められていないのである。

3 結語

欠陥を放置し、同じ手法で地震動想定をし続けていけば、いずれまた、大きく S_s を上回る地震動が原発を襲うこととなる。

基準地震動 S_s の策定は耐震設計の要である。その要である S_s の策定が誤っているのであれば、そもそも耐震設計の有効性は期待しえない。

最後に、この点に関連して基準地震動 S_s の策定において、忘れてはならない重要な問題を改めて指摘しておく。

2011年東北地方太平洋沖地震により、津波があれほど想定を大きく上回ってしまった原因は、自然現象が過去最大（既往最大）を超えうることを、「想定し得なかった」ことにある。「想定しえなかった」原因は、地質学的に見て極めて単純である。現時点の知見では、「過去最大（既往最大）」と言っても、たかだか数1000年程度の知見でしかない。津波堆積物を考えても、せいぜい1000年～2000年程度の知見でしかない。地質学的に見れば、あまりにも狭い範囲、短い時間軸であって、到底「地震」「津波」といった地殻変動の規模を推し量るためのスケールに欠けていた事実を直視しなかったから、当然の回答が自然からなされたのである。

このような基本中の基本も押さえられないまま、言葉のみ「新」規制基準などと謳っても、原発の安全性に関する根幹は揺らいだままである。

被告を始めとする原子力事業者らは、目先の経済性に囚われることなく、真に原発の安全性を確保するつもりであるなら、真っ先に手をつけているであろう問題から目を逸らしたままである。

司法判断において、厳しく判断がなされなければ、原発立地県の住民の安全性は、深刻な脅威にさらされ続け、いつの日か、福島県を襲った悲劇以上の災厄に襲われであろう。

それは明日、我が身に起こる事柄かも知れない。

以上